

小学校の長期休業中におけるこどもの居場所に関する調査研究

○ 新潟県立大学 植木 信一 (2922)

有村 大士 (日本社会事業大学・5180)、友川 礼 (松山東雲女子大学・3926)

〔キーワード〕 こどもの居場所、夏季休業、朝の居場所

1. 研究目的

2024(令和6)年度の放課後児童クラブの待機児童の数は、前年比1,410人増の17,686人と依然多く(こども家庭庁調べ)、すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境整備が喫緊の課題である。その対応策の一つとして、「放課後児童対策パッケージ」(2023年12月)では「年度前半や夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援のあり方」についての言及があり、夏休み等のこどもの居場所に焦点を当てた現状把握と課題整理が必要とされている。

本調査研究は、長期休業中等のこどもの居場所の確保に係る自治体等の取組状況把握および課題の抽出、対応策の検討を行うことにより、夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援のあり方検討に資する情報整理を行うこと、並びに調査を通じて収集した自治体等の事例をとりまとめ・発信することにより、取組の普及・拡大を図ることを目的とした。

あわせて、平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所の必要性が顕在化し、一部の自治体において対応が開始される状況の中、本調査研究では平日の朝のこどもの居場所についても実態把握を行うこととした。

2. 研究の視点および方法

【研究の視点】(1)夏季休業中のこどもの居場所確保に関する取組の現状・課題を整理すること。
(2)平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所確保に関する取組の現状・課題を整理すること。
(3)放課後児童健全育成事業以外の事業を含めたこどもの居場所について把握すること。

【研究の方法】実施主体:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社(研究会座長:植木)。自治体向け:1,741か所(悉皆)、運営主体向け:1,361か所(有効回答数)、保護者向け:全国小学校1年生から6年生(令和6年度時点)の子どもをもつ保護者3,708名(インターネットモニター)へのアンケート調査、および自治体向け:10件のインタビュー調査を実施した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理規程」に基づき配慮した。また、調査主体であるみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の情報セキュリティスタンダードに基づく情報管理体制のもとで調査を実施した。なお、本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はありません。

4. 研究結果

約4割の自治体において夏季休業期間のみのこどもの居場所に関する施策を実施していた。実施内容に関して、放課後児童健全育成事業として「夏季休業中のみの放課後児童クラブの利用登録枠を設ける」が7割強、「(夏季休業中のみ)通年開所している放課後児童クラブの支援の単位を増やす」が2割弱。放課後児童健全育成事業以外の預かり事業等を実施するが1割強あった。夏季休業期間のみのこどもの居場所づくりに係る施策について、効果があると感じる自治体が8割弱。その理由として、保護者の満足感を挙げる自治体が多かった。保護者からは「こどもが安全に過ごせる」「こどもが楽しんでいる」との意見が挙がっている。夏季休業期間のみのこどもの居場所を運営するうえでの課題感として最も大きいのは、人材確保だった。実施場所の確保・選定、安全・衛生管理等が課題とする自治体も多かった。なお、夏季休業期間のみのこどもの居場所を実施していない自治体に対し、その理由を尋ねたところ、ニーズの不在だけでなく、人材確保の難しさを挙げる自治体もあった。

朝の居場所確保に向けた施策に取り組んでいるまたは検討している自治体は全体の約3%だった。実施に向け検討中または実施していないと答えた自治体のうち、居場所運営には人材の確保が課題と捉えている自治体が多かった。実施している運営主体では放課後児童クラブを運営する事業者やシルバー人材センターが中心となり、朝7時台に実施している。朝に自宅以外の居場所を利用したいと希望している保護者は3割であり、低学年の家庭や都市部において利用を希望する割合が高くなっている。利用してみたい場所は、学校、放課後児童クラブ等が多かった。

5. 考察

こどもにとって必要な居場所をつくる観点からは、長期休業中におけるこどもの居場所には、体験・交流を広げる場としての対応、安心・安全な環境下で過ごす生活の場としての対応が必要とされる。保護者にとって必要な支援を提供する観点からは、長期休業中等も保護者が安心して就労継続できるよう、こどもの居場所に対する保護者の声を把握しながら開所日・開所時間、昼食提供、利用料等の運営内容を検討すべきである。運営者として有意義な運営を行う観点からは、長期休業期間のみ利用を希望する家庭のこどもを対象とした居場所では、相応の経験やノウハウに基づく運営が必要であることから、実装の過程や実施内容、結果や課題等を自治体横断で共有し、横展開を図ることが望まれる。国としてこどもの育ちに必要な施策を多角的に整備する観点からは、こどもの育ちを保障する視点と、居場所整備と並行して保護者が多様で柔軟な働き方を実現するうえでの施策の検討が重要であり、省庁横断で本テーマを受け止め対応策を検討する体制づくりが望まれる。平日(学校がある期間)の朝のこどもの居場所確保については、放課後児童健全育成事業とそれ以外の地域資源も含めた検討が期待される。

なお、本研究は、こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業により実施した。